

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 7 月 5 日

申請者 エイエイコウギョウ
 氏名又は名称 フリガナ 永栄工業株式会社
 〒619-0213
 住所 京都府木津川市市坂久保川38番地
 ナガノ ヨシヒサ
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 永野 義久
 電話番号 0774-72-1665
 FAX番号 0774-72-8124
 メールアドレス E-mail: eiei2002@if-n.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 - ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 _____ 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 3 年 7 月 5 日

申請者 氏名又は名称 永栄工業株式会社

住 所 京都府木津川市市坂久保川38番地

代表者氏名 代表取締役 永野 義久



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ナガノ ヨシヒサ 永野 義久	
取締役 ナガノ シズコ 永野 静子	
取締役 ナカ ミサオ 中 操	
監査役 ナガノ サユリ 永野 さゆり	
事業の範囲	1. 土木工事及び建築工事の設計及び施工 2. 管工事の設計及び施工 3. 水道施設工事の設計及び施工 4. 水道衛生工事の設計及び施工 5. 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業 6. 造園業 7. 上記各号に附帯関連する一切の事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	永栄工業株式会社
上記事業所の所在地	〒619-0213 住所 京都府木津川市市坂久保川38番地 電話番号 0774-72-1665 FAX番号 0774-72-8124 メールアドレス E-mail : eiei2002@if-n.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ナガノ ヨシヒサ ・永野 義久 オオニシ テツオ ・大西 哲生 ヤマト サトル ・山本 悟 オオタ マモル ・太田 守	・第22327号 ・第8970号 ・第65072号 ・第188276号

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 3年 7月 1日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用機械器具	ハイパーソー	KAKUDAI CJF20 0S、パイプ 90°	1	
	ディスクグラインダー	マキタ 9533B、100 Mm	1	
		マキタ 9533L、100 Mm	1	
	エンジンカッター	パートナーK750	1	
	NS 形切断加工機	クボテック グルー パー	1	
管の加工用機械器具	* 金切りのこ * ネジ切り機	REX インチ君、15A ～25A	1	1
		REX N40AⅢ、15A ～40A	1	1,
	* やすり			1
管の接合用機器器具	NS ジャッキ	大成工業(株)、φ75～ φ250	1	
	パイプレンジ	MCC PWDA900、 ～100A	1	
		MCC CWVDA600、 40A～80A	2	
		MCC SGM100A、 80A～100A	1	
	パイプ圧着機	亀倉 S-30、ポリ管・ エンビ管 13～30A	1	
	* トルクレンチ	前田メタル T4DN200	1	
	水圧テストポンプ	* トーチランプ 手動テスター	ASADA TP50N	3
モーター付テスター		(株)キョーワ KY40A	1	
記録式水圧試験機		フジテコム(株)	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 3年 7月 1日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
掘削機械 バックホ ウ	コマツ PC20UU	0.07 m ³ 、後方小旋回	1	
	コマツ PC30	0.1 m ³	1	
運搬機械 ダンプト ラック	いすゞ KR81ED	3t ダンプ	1	
締固め機械	小型タンパ	ミカサ MT-55L、 7.4~9.8KN	1	
		ミカサ MT-50V、 7.4~9.8KN	1	
	プレートランマー	ミカサ MCV-40、 2.1KW/103Hz	1	
		酒井重工業(株)PF- 80、3.7KW/107Hz	1	
水中ポンプ	電気ポンプ	エバラ 50EZA6、 120L/minn100V 6.2A	1	
		エバラ 50EB5.4S、 120L/minn100V6.2A	1	
	エンジンポンプ	酒井重工業(株)EY13 -2D、0.5 m ³ /minn 3600R/m	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とする。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3年 7月 1日

申請者

氏名又は名称 永栄工業株式会社

住 所 京都府木津川市市坂久保川38番地

代表者氏名 代表取締役 永野 義久



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

京都府木津川市市坂久保川38番地
永栄工業株式会社

会社法人等番号	1300-01-037072		
商号	永栄工業株式会社		
本店	京都府相楽郡木津町大字市坂小字久保川38番地		
	京都府木津川市市坂久保川38番地	平成19年 3月12日変更 ----- 平成19年 3月13日修正	
公告をする方法	官報に掲載してする		
会社成立の年月日	平成1年9月12日		
目的	1. 土木工事及び建築工事の設計及び施行 2. 管工事の設計及び施行 3. 水道施設工事の設計及び施行 4. 水道衛生工事の設計及び施行 5. 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業 6. 造園業 7. 上記各号に附帯関連する一切の事業		
発行可能株式総数	2640株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 660株		
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する		
資本金の額	金3300万円		
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役	永野 義久	
			平成24年10月31日就任 ----- 平成25年 1月15日登記
	取締役	永野 静子	平成24年10月31日就任 ----- 平成25年 1月15日登記

京都府木津川市市坂久保川38番地
永栄工業株式会社

	取締役 中 操	平成24年10月31日就任 平成25年 1月15日登記
	京都府相楽郡精華町大字祝園小字杉本3番地2 代表取締役 永 野 義 久	平成24年10月31日就任 平成25年 1月15日登記
	監査役 永 野 さ ゆ り	平成24年10月31日重任 平成25年 1月15日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する 事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年 9月22日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和 3年 7月 5日

京都地方法務局木津出張所
登記官

安 田 博



定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、永栄工業株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1, 土木工事及び建築工事の設計及び施行
- 2, 管工事の設計及び施行
- 3, 水道施設工事の設計及び施行
- 4, 水道衛生工事の設計及び施行
- 5, 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業
- 6, 造園業
- 7, 上記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 京都府木津川市 に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行する株式の総数)

第 5 条 当社の発行する株式の総数は 2 6 4 0 株とし、すべて額面株式する。

(株 券)

第 6 条 当社の株券は、すべて記名式とし、1 株券、5 株券、1 0 株券の 3 種類とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

- 第8条 当社の株式につき名義書換を請求するには、当社で定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。
- 2 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、当社の請求により、その事由を証する書面及び株券を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

- 第9条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

- 第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。
- 2 株券の喪失により再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本または謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

- 第11条 前3条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

- 第12条 当社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。
- 2 前項の場合のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは取締役会の決議により3月を超えない期間につき株主名簿の記載の変更を停止することができる。その場合にはこの期間の2週間前にこれを公告する。

(株主の住所等の届出)

- 第13条 当社の株主及び登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当社に届け出なければならない。届け出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 1 4 条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(議 長)

第 1 5 条 株主総会の議長は社長があたる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第 1 6 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第 4 章 取締役・監査役・代表取締役 及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第 1 7 条 当社の取締役は 3 名以上、監査役は 1 名以上とする。ただし欠員を生ずるも法定数を欠かない限り次期の定時総会まで、補欠選任を行わないことができる。

(取締役及び監査役の選任)

第 1 8 条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式総数の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第 1 9 条 取締役及び、監査役の任期は選任後 1 0 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第20条 取締役会は社長がこれを招集し、その議長となる。

社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会招集通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときにはこの期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当会社に社長1名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により取締役の中より選任する。

- 2 社長は、当社を代表する。
- 3 社長のほか、取締役会の決議により当社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第22条 社長は当社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は社長を補佐してその業務を分掌する。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬及び退職慰労金)

第23条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は株主総会の決議をもって各別に定める。

第 5 章 計 算

(営業年度)

第24条 当社の営業年度は毎年8月1日より翌年7月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第25条 利益配当金は毎決算期における株主名簿に記載された株主または質権者に配当する。

- 2 前項の配当金はその支払確定日から満3年を経過したときは、その支払の義務を免れるものとする。

上記は、現行定款である。

令和 3 年 7 月 1 日

京都府木津川市市坂久保川38番

永栄工業株式会社

代表取締役 永 野 義 久



第二二三二七号

給装置工事主任技術者免状

本籍 京都府

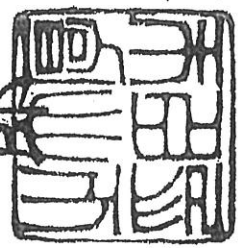
氏名 永野 義久

昭和四十三年十一月十八日生

水道法昭和二十一年法律第七十七号の
規定により給装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年五月十一日

厚生大臣 小泉純一郎



大正製薬株式会社印刷

第八九七〇号

給水装置事主任技術者免状

本籍 京都府

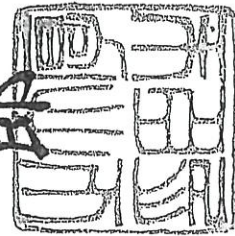
氏名 大西哲生

昭和四十三年十二月二十八日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年二月二十五日

厚生大臣 小泉純一郎



第六五〇七二号

給装置事主任技術者免状

本籍 熊本県

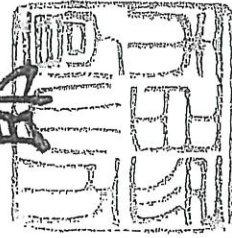
氏名 山本 悟

昭和三十年一月二十二日生

水道法昭和三十年法律第百五十五号の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月二十二日

厚生大臣 小泉純一郎



第一八八二七六号

給装置事主任技術者免状

本籍 京都府

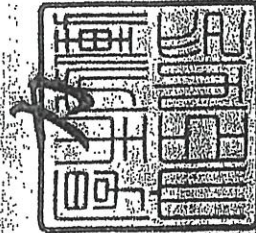
氏名 太田 守

昭和四十四年二月二十七日生

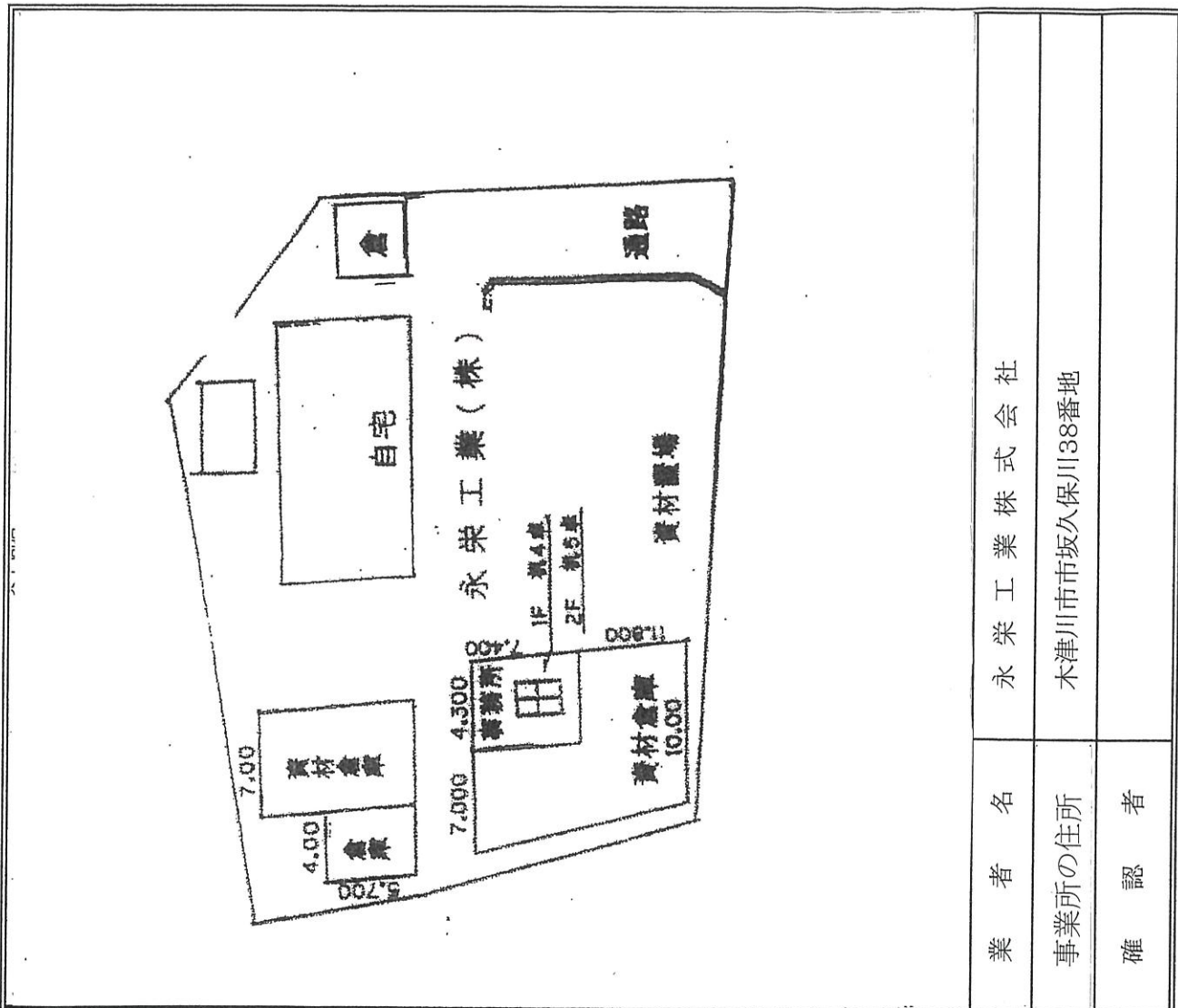
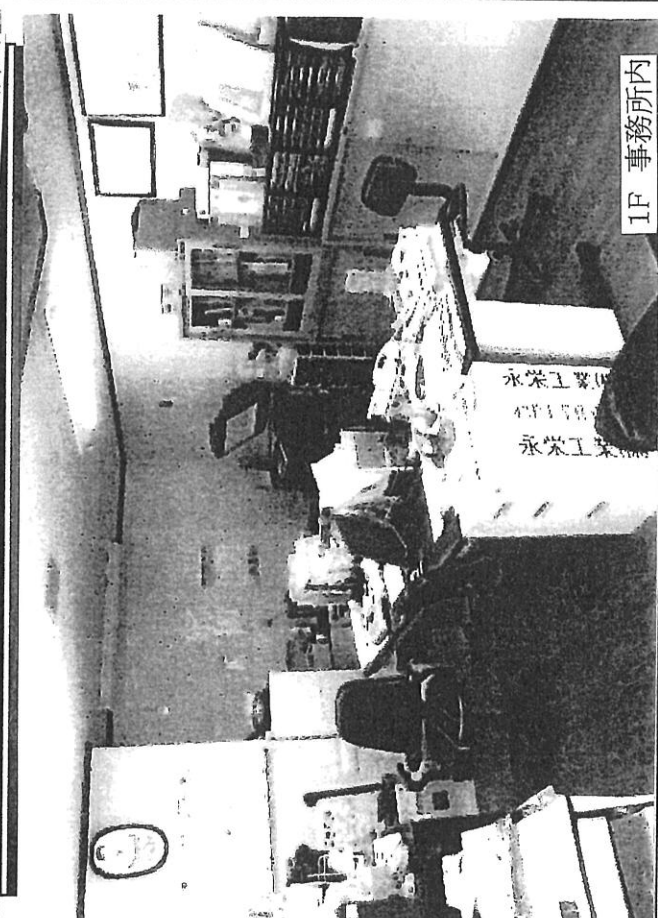
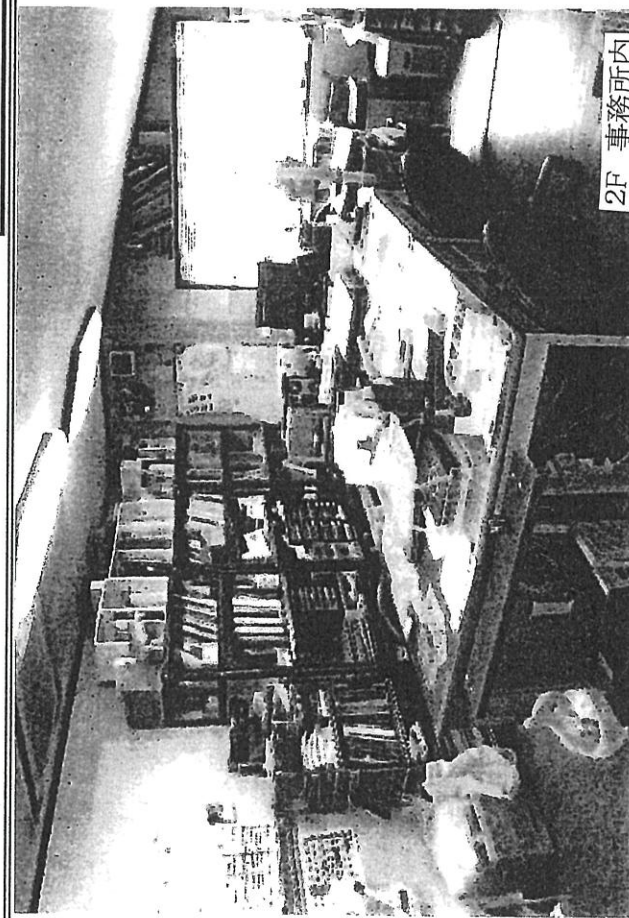
水道法昭和二十五年法律百七十五号の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十三年一月二十九日

厚生労働大臣 坂口



事業所の見取図及び事業所の室内



業者名 永栄工業株式会社

事業所の住所 木津川市市坂久保川38番地

確認者

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 7 月 5 日

申請者 エイエイコウギョウ
 フリガナ 氏名又は名称 永栄工業株式会社
 〒619-0213
 住所 京都府木津川市市坂久保川38番地
 ナガノ ヨシヒサ
 フリガナ 代表取締役 永野 義久
 電話番号 0774-72-1665
 FAX番号 0774-72-8124
 メールアドレス E-mail: eiei2002@if-n.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第 3 (水道法施行規則第 22 条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

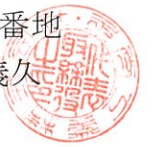
令和 3 年 7 月 5 日

届出者

氏名又は名称 永栄工業株式会社

住 所 京都府木津川市市坂久保川 38 番地

代表者氏名 代表取締役 永野 義久



水道法第 25 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任 解任 の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	永栄工業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
永野 義久	第 22327 号	選任
大西 哲生	第 8970 号	選任
山本 悟	第 65072 号	選任
太田 守	第 188276 号	選任

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二二三二七号

給装置事主任技術者免状

本籍 京都府

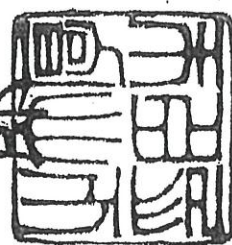
氏名 永野 義久

昭和四十三年十一月十八日生

水道法昭和二十一年法律第七十七号の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年五月十一日

厚生大臣 小泉純一郎



第八九七〇号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 京都府

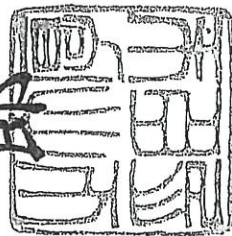
氏名 大西哲生

昭和四十三年十二月二十八日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年二月二十五日

厚生大臣 小泉純一郎



第六五〇七二号

給水装置主任技術者免状

本籍 熊本県

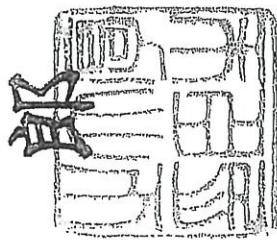
氏名 山本 悟

昭和三十年一月二十二日生

水道法(昭和五年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月二十二日

厚生大臣 小泉純一郎



第一八八二七六号

給水装置主任技術者免状

本籍 京都府

氏名 太田 守

昭和四十四年二月二十七日生

水道法昭和三十一年法律第七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十三年一月二十九日

厚生労働大臣 坂口

